

◎新潟県告示第966号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、糸魚川市から区画整理（地すべり災害復旧）事業高倉地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成29年8月22日

新潟県糸魚川地域振興局長